

議案第 6 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 1 日提出

君津市長職務代理者

君津市副市長 石 井 清 孝

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）の公布に伴い、君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を改正する必要が生じ、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同条例の一部を改正する条例を平成 29 年 3 月 31 日専決処分したので報告し、承認を求めようとするものである。



専 決 処 分 書

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成２９年３月３１日

君津市長 鈴木 洋 邦

記

専決第３号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市条例第 12 号

君津市都市計画税条例の一部を改正する条例

君津市都市計画税条例（昭和 46 年君津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 15 項中「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項、第 42 項」を「第 27 項、第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 44 項」に改める。

附則第 19 項を削る。

附則第 20 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同項を附則第 19 項とし、同項の次に次の 2 項を加える。

（法附則第 15 条第 44 項の条例で定める割合）

20 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

（法附則第 15 条第 45 項の条例で定める割合）

21 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 20 項を附則第 19 項とし、同項の次に 2 項を加える改正規定（附則第 21 項に係る部分に限る。）は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の君津市都市計画税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 28 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

君津市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 1 3～1 4 省略 1 5 法附則第1 5条第1項、第1 3項、第1 7項から第2 4項まで、 第2 6項、<u>第2 7項、第3 1項、第3 5項、第3 9項、第4 2項、 第4 4項</u>若しくは第4 5項、第1 5条の2第2項又は第1 5条の3 の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中 「又は第3 4項」とあるのは「若しくは第3 4項又は法附則第1 5 条から第1 5条の3まで」とする。 (<u>法附則第1 5条第3 9項の条例で定める割合</u>) <u>1 9 法附則第1 5条第3 9項に規定する市町村の条例で定める割合</u> は、5分の4とする。 (<u>法附則第1 5条第4 4項の条例で定める割合</u>) <u>2 0 法附則第1 5条第4 4項に規定する市町村の条例で定める割合</u> は、2分の1とする。 (<u>法附則第1 5条第4 5項の条例で定める割合</u>) <u>2 1 法附則第1 5条第4 5項に規定する市町村の条例で定める割合</u> は、3分の2とする。	附 則 (宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等) 1 3～1 4 省略 1 5 法附則第1 5条第1項、第1 3項、第1 7項から第2 4項まで、 第2 6項、<u>第2 8項、第3 2項、第3 6項、第3 7項、第4 2項</u> <u>若しくは第4 5項、第1 5条の2第2項又は第1 5条の3</u> の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中 「又は第3 4項」とあるのは「若しくは第3 4項又は法附則第1 5 条から第1 5条の3まで」とする。 (<u>法附則第1 5条第3 6項の条例で定める割合</u>) <u>1 9 法附則第1 5条第3 6項に規定する市町村の条例で定める割合</u> は、3分の2とする。 (<u>法附則第1 5条第4 2項の条例で定める割合</u>) <u>2 0 法附則第1 5条第4 2項に規定する市町村の条例で定める割合</u> は、5分の4とする。